Doc. No. L5-95JY207 R0

発電用原子炉施設に係る特定機器の設計の型式証明申請の概要

補足説明資料 設置許可基準規則への適合性について

枠囲みの範囲は、商業機密のため、非公開とします。

目 次

1.		特	定機器型式証明申請に係る要求事項に対する適合性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.		特	定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響・・・・・・・・・・・・・・・・	42
	2.	1	特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響の確認・・・・・・・	42
	2.	2	特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響の確認結果・・・・・	57
	ź.	3	MSF-24P 型で想定する波及的影響評価の条件 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	58

1. 特定機器型式証明申請に係る要求事項に対する適合性

発電用原子炉施設に使用する特定機器の設計の型式証明申請に係る安全設計の方針について、設計基準対象施設である MSF-24P 型の「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(令和元年7月1日施行)」に対する適合性を以下に示す。

(設計基準対象施設の地盤)

- 第三条 設計基準対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力(設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの(以下「耐震重要施設」という。)及び兼用キャスクにあっては、同条第三項に規定する基準地震動による地震力を含む。)が作用した場合においても当該設計基準対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。ただし、兼用キャスクにあっては、地盤により十分に支持されなくてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。
- 2 耐震重要施設及び兼用キャスクは、変形した場合においてもその安全機能が損なわれる おそれがない地盤に設けなければならない。
- 3 耐震重要施設及び兼用キャスクは、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。ただし、兼用キャスクにあっては、地盤に変位が生じてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。

適合のための設計方針

1 について

MSF-24P 型は、地盤により十分に支持されなくてもその安全機能が損なわれない輸送 荷姿又は蓋部の金属部への衝突が生じない設置方法により貯蔵する設計とする。

2 について

MSF-24P 型は、地盤が変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない輸送荷姿又は蓋部の金属部への衝突が生じない設置方法により貯蔵する設計とする。

3 について

MSF-24P 型は、地盤に変位が生じてもその安全機能が損なわれない輸送荷姿又は蓋部の金属部への衝突が生じない設置方法により貯蔵する設計とする。

(地震による損傷の防止)

- 第四条 設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。
- 2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機 能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならな い。
- 3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある 地震による加速度によって作用する地震力(以下「基準地震動による地震力」という。) に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。
- 4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して 安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。
- 5 炉心内の燃料被覆材は、基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機 能が損なわれるおそれがないものでなければならない。
- 6 兼用キャスクは、次のいずれかの地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがない ものでなければならない。
 - 一 兼用キャスクが地震力により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにかかわらず判断するために用いる合理的な地震力として原子力規制委員会が別に定めるもの
 - 二 基準地震動による地震力
- 7 兼用キャスクは、地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機 能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

適合のための設計方針

- について
 型式証明申請の範囲外とする。
- について
 型式証明申請の範囲外とする。
- 3 について型式証明申請の範囲外とする。
- 4 について型式証明申請の範囲外とする。

5 について

型式証明申請の範囲外とする。

6 について

MSF-24P 型は、兼用キャスクが地震力により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにかかわらず判断するために用いる合理的な地震力として原子力規制委員会が別に定める地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがない輸送荷姿又は蓋部の金属部への衝突が生じない設置方法により貯蔵する設計とする。

なお、地震時、周辺施設等からの波及的影響により MSF-24P 型の安全機能が損なわれるおそれがないものとする。

7 について

(津波による損傷の防止)

- 第五条 設計基準対象施設(兼用キャスク及びその周辺施設を除く。)は、その供用中に 当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波(以下「基準津波」とい う。)に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。
- 2 兼用キャスク及びその周辺施設は、次のいずれかの津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。
 - 一 兼用キャスクが津波により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにかかわらず判断するために用いる合理的な津波として原子力規制委員会が別に定めるもの
 - 二 基準津波

適合のための設計方針

について
 型式証明申請の範囲外とする。

2 について

MSF-24P 型は、兼用キャスクが津波により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにかかわらず判断するために用いる合理的な津波として原子力規制委員会が別に定める津波による遡上波の波力及び漂流物の衝突に対して安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

- 第六条 安全施設(兼用キャスクを除く。)は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)が項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。
- 2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される 自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適 切に考慮したものでなければならない。
- 3 安全施設 (兼用キャスクを除く。) は、工場等内又はその周辺において想定される発 電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為による もの(故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。) に対して安全機能を 損なわないものでなければならない。
- 4 兼用キャスクは、次に掲げる自然現象が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。
 - 一 兼用キャスクが竜巻により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにかかわらず判断するために用いる合理的な竜巻として原子力規制委員会が別に定めるもの
 - 二 想定される森林火災
- 5 前項の規定は、兼用キャスクについて第一項の規定の例によることを妨げない。
- 6 兼用キャスクは、次に掲げる人為による事象に対して安全機能を損なわないものでなければならない。
 - 工場等内又はその周辺において想定される兼用キャスクの安全性を損なわせる原因となるおそれがある爆発
 - 二 工場等の周辺において想定される兼用キャスクの安全性を損なわせる原因となるお それがある火災
- 7 前項の規定は、兼用キャスクについて第三項の規定の例によることを妨げない。

適合のための設計方針

- について
 型式証明申請の範囲外とする。
- について
 型式証明申請の範囲外とする。
- 3 について型式証明申請の範囲外とする。

4 について

- 一 MSF-24P 型は輸送荷姿で設置することで、兼用キャスクが竜巻により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにかかわらず判断するために用いる合理的な竜巻として原子力規制委員会が別に定める竜巻により、原子力発電所の竜巻影響評価ガイド解説表 4.1 に規定される飛来物が設計飛来物となり衝突した場合においても、その安全機能を損なわない設計とする。
- 二 型式証明申請の範囲外とする。

5 について

MSF-24P 型は、想定される自然現象(地震、津波、竜巻及び森林火災を除く)が発生した場合においても安全機能を損なわない設計とする。

6 について

型式証明申請の範囲外とする。

7 について

(発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)

第七条 工場等には、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、発電用原子炉施設に不正に 爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれ がある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為 (不正アクセス行為の禁止等に関する法律 (平成十一年法律第百二十八号) 第二条第四項に規定する不正アクセス行為を いう。第二十四条第六号において同じ。) を防止するための設備を設けなければならな い。

適合のための設計方針

(火災による損傷の防止)

- 第八条 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、 火災の発生を防止することができ、かつ、早期に火災発生を感知する設備(以下「火災 感知設備」という。)及び消火を行う設備(以下「消火設備」といい、安全施設に属す るものに限る。)並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。
- 2 消火設備(安全施設に属するものに限る。)は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても発電用原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものでなければならない。

適合のための設計方針

1 について

MSF-24P 型は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、金属製の不燃性材料とし、発火源となる恐れの無い設計とする。

なお、火災感知及び消火並びに火災の影響軽減の措置については、型式証明申請の範 囲外とする。

2 について

(溢水による損傷の防止等)

- 第九条 安全施設は、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。
- 2 設計基準対象施設は、発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、 配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管 理区域外へ漏えいしないものでなければならない。

適合のための設計方針

(誤操作の防止)

- 第十条 設計基準対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。
- 2 安全施設は、容易に操作することができるものでなければならない。

適合のための設計方針

(安全避難通路等)

第十一条 発電用原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- 一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路
- 二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明
- 三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源

適合のための設計方針

(安全施設)

- 第十二条 安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。
- 2 安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものは、 当該系統を構成する機械又は器具の単一故障(単一の原因によって一つの機械又は器具 が所定の安全機能を失うこと(従属要因による多重故障を含む。)をいう。以下同じ。) が発生した場合であって、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当 該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様 性を確保し、及び独立性を確保するものでなければならない。
- 3 安全施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができるものでなければならない。
- 4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発 電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。
- 5 安全施設は、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、 安全性を損なわないものでなければならない。
- 6 重要安全施設は、二以上の発電用原子炉施設において共用し、又は相互に接続するものであってはならない。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合は、この限りでない。
- 7 安全施設(重要安全施設を除く。)は、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相 互に接続する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわないものでなければならな い。

適合のための設計方針

1 について

MSF-24P 型は、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針に基づき、それが果たす安全機能の性質に応じて安全重要度をPS-2に分類し、十分高い信頼性を確保し、かつ、維持し得る設計とする。

2 について

型式証明申請の範囲外とする。

3 について

MSF-24P型の設計条件を設定するに当たっては、劣化等に対しても十分な余裕を持って機能維持が可能となるよう、設計貯蔵期間中の温度、放射線等の環境条件を考慮し、十

分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機 能を発揮できる設計とする。

4 について

MSF-24P型の設計条件を設定するに当たっては、それらの健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、設計貯蔵期間中に試験又は検査ができる設計とする。

- 5 について型式証明申請の範囲外とする。
- 6 について 型式証明申請の範囲外とする。
- 7 について 型式証明申請の範囲外とする。

(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止)

第十三条 設計基準対象施設は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 運転時の異常な過渡変化時において次に掲げる要件を満たすものであること。
 - イ 最小限界熱流東比(燃料被覆材から冷却材への熱伝達が低下し、燃料被覆材の温度が急上昇し始める時の熱流東(単位時間及び単位面積当たりの熱量をいう。以下同じ。)と運転時の熱流東との比の最小値をいう。)又は最小限界出力比(燃料体に沸騰遷移が発生した時の燃料体の出力と運転時の燃料体の出力との比の最小値をいう。)が許容限界値以上であること。
 - ロ 燃料被覆材が破損しないものであること。
 - ハ 燃料材のエンタルピーが燃料要素の許容損傷限界を超えないこと。
 - ニ 原子炉冷却材圧力バウンダリにかかる圧力が最高使用圧力の一・一倍以下となる こと。
- 二 設計基準事故時において次に掲げる要件を満たすものであること。
 - イ 炉心の著しい損傷が発生するおそれがないものであり、かつ、炉心を十分に冷却 できるものであること。
 - ロ 燃料材のエンタルピーが炉心及び原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を維持するための制限値を超えないこと。
 - ハ 原子炉冷却材圧力バウンダリにかかる圧力が最高使用圧力の一・二倍以下となる こと。
 - 二 原子炉格納容器バウンダリにかかる圧力及び原子炉格納容器バウンダリにおける 温度が最高使用圧力及び最高使用温度以下となること。
 - ホ 設計基準対象施設が工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものであること。

適合のための設計方針

(全交流動力電源喪失対策設備)

第十四条 発電用原子炉施設には、全交流動力電源喪失時から重大事故等に対処するため に必要な電力の供給が交流動力電源設備から開始されるまでの間、発電用原子炉を安全 に停止し、かつ、発電用原子炉の停止後に炉心を冷却するための設備が動作するととも に、原子炉格納容器の健全性を確保するための設備が動作することができるよう、これ らの設備の動作に必要な容量を有する蓄電池その他の設計基準事故に対処するための電 源設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。

適合のための設計方針

(炉心等)

- 第十五条 設計基準対象施設は、原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、発電用原 子炉の反応度を制御することにより核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するもので なければならない。
- 2 炉心は、通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時に発電用原子炉の運転に支障が生 ずる場合において、原子炉冷却系統、原子炉停止系統、反応度制御系統、計測制御系統 及び安全保護回路の機能と併せて機能することにより燃料要素の許容損傷限界を超えな いものでなければならない。
- 3 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、発電用原子炉を安全に停止し、かつ、停止後に 炉心の冷却機能を維持できるものでなければならない。
- 4 燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物、熱遮蔽材並びに一次冷却系統に係る容器、管、ポンプ及び弁は、一次冷却材又は二次冷却材の循環、沸騰その他の一次冷却材又は二次冷却材の挙動により生ずる流体振動又は温度差のある流体の混合その他の一次冷却材又は二次冷却材の挙動により生ずる温度変動により損傷を受けないものでなければならない。
- 5 燃料体は、通常運転時における圧力、温度及び放射線に起因する最も厳しい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。
- 6 燃料体は、次に掲げるものでなければならない。
 - 一 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における発電用原子炉内の圧力、自重、 附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐えるものとすること。
 - 二 輸送中又は取扱中において、著しい変形を生じないものとすること。

適合のための設計方針

(燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)

- 第十六条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、通常運転時に使用する燃料 体又は使用済燃料(以下この条において「燃料体等」という。)の取扱施設(安全施設 に係るものに限る。)を設けなければならない。
 - 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものとすること。
 - 二 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。
 - 三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとすること。
 - 四 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。
 - 五 燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止できるものとすること。
- 2 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、燃料体等の貯蔵施設(安全施設に 属するものに限る。以下この項において同じ。)を設けなければならない。
 - 一 燃料体等の貯蔵施設は、次に掲げるものであること。
 - イ 燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の放出により公衆に放射線 障害を及ぼすおそれがある場合において、放射性物質の放出による公衆への影響を 低減するため、燃料貯蔵設備を格納するもの及び放射性物質の放出を低減するもの とすること。
 - ロ 燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものとすること。
 - ハ 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。
 - 二 使用済燃料の貯蔵施設(キャスクを除く。)にあっては、前号に掲げるもののほか、 次に掲げるものであること。
 - イ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。
 - ロ 貯蔵された使用済燃料が崩壊熱により溶融しないものであって、最終ヒートシン クへ熱を輸送できる設備及びその浄化系を有するものとすること。
 - ハ 使用済燃料貯蔵槽(安全施設に属するものに限る。以下この項及び次項において 同じ。)から放射性物質を含む水があふれ、又は漏れないものであって、使用済燃 料貯蔵槽から水が漏えいした場合において水の漏えいを検知することができるもの とすること。
 - ニ 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても その機能が損なわれないものとすること。
- 3 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温 並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備を設けなければならない。
 - 一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、 それを原子炉制御室に伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並び に放射線量を自動的に抑制することができるものとすること。
 - 二 外部電源が利用できない場合においても温度、水位その他の発電用原子炉施設の状

態を示す事項(以下「パラメータ」という。)を監視することができるものとすること。

- 4 キャスクを設ける場合には、そのキャスクは、第二項第一号に定めるもののほか、次 に掲げるものでなければならない。
 - 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。
 - 二 使用済燃料の崩壊熱を適切に除去することができるものとすること。
 - 三 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能 を適切に監視することができるものとすること。

適合のための設計方針

1 について

型式証明申請の範囲外とする。

2 について

- ー MSF-24P型は、以下のように設計する。
 - イ 型式証明申請の範囲外とする。
 - ロ 型式証明申請の範囲外とする。
 - ハ MSF-24P型は、使用済燃料集合体を所定の幾何学的配置に維持するための断面形 状が中空状であるバスケットプレート、及び適切な位置に配置された中性子吸収材 により臨界を防止する構造とし、MSF-24P型の貯蔵施設への搬入から搬出までの乾燥 状態、及びMSF-24P型に使用済燃料集合体を収納する際の冠水状態において、技術的 に想定されるいかなる場合でも、臨界を防止する設計とする。
- 二 型式証明申請の範囲外とする。
- 3 について

型式証明申請の範囲外とする。

4 について

- MSF-24P型は、設計上想定される状態において、使用済燃料集合体からの放射線をガンマ線遮蔽材及び中性子遮蔽材により遮蔽し、通常貯蔵時のMSF-24P型表面の線量当量率を 2 mSv/h 以下とし、かつ、MSF-24P型表面から 1 m離れた位置における線量当量率を100 μ Sv/h 以下となる設計とする。
- 二 MSF-24P型は、自然冷却によって収納した使用済燃料の崩壊熱を外部に放出できる設計とし、使用済燃料集合体の健全性及び安全機能を有する構成部材の健全性を維持する温度を満足する設計とする。

三 MSF-24P型は、適切に放射性物質を閉じ込めることができ、閉じ込め機能を監視できる設計とする。

(原子炉冷却材圧力バウンダリ)

- 第十七条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉冷却材圧力バウンダ リを構成する機器(安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。)を設け なければならない。
 - 一 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に生ずる衝撃、炉心の 反応度の変化による荷重の増加その他の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器 に加わる負荷に耐えるものとすること。
 - 二 原子炉冷却材の流出を制限するため隔離装置を有するものとすること。
 - 三 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に瞬間的破壊が生じないよう、十分な破壊じん性を有するものとすること。
 - 四 原子炉冷却材圧力バウンダリからの原子炉冷却材の漏えいを検出する装置を有する ものとすること。

適合のための設計方針

(蒸気タービン)

- 第十八条 蒸気タービン(安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。)は、 当該蒸気タービンが損壊し、又は故障した場合においても、発電用原子炉施設の安全性 を損なわないものでなければならない。
- 2 蒸気タービンには、当該蒸気タービンが損壊し、又は故障した場合においても発電用 原子炉施設の安全性を損なわないよう、その運転状態を監視できる設備を設けなければ ならない。

適合のための設計方針

(非常用炉心冷却設備)

- 第十九条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、非常用炉心冷却設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。
 - 一 一次冷却材を喪失した場合においても、燃料被覆材の温度が燃料材の溶融又は燃料 体の著しい損傷を生ずる温度を超えて上昇することを防止できるものとすること。
 - 二 一次冷却材を喪失した場合においても、燃料被覆材と冷却材との反応により著しく 多量の水素を生じないものとすること。

適合のための設計方針

(一次冷却材の減少分を補給する設備)

第二十条 発電用原子炉施設には、通常運転時又は一次冷却材の小規模漏えい時に発生した一次冷却材の減少分を補給する設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。

適合のための設計方針

(残留熱を除去することができる設備)

第二十一条 発電用原子炉施設には、発電用原子炉を停止した場合において、燃料要素の 許容損傷限界及び原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を維持するために必要なパラメ ータが設計値を超えないようにするため、原子炉圧力容器内において発生した残留熱を 除去することができる設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。

適合のための設計方針

(最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備)

- 第二十二条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、最終ヒートシンクへ熱を 輸送することができる設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。
 - 一 原子炉圧力容器内において発生した残留熱及び重要安全施設において発生した熱を 除去することができるものとすること。
 - 二 津波、溢水又は工場等内若しくはその周辺における発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるものに対して安全性を損なわないものとすること。

適合のための設計方針

(計測制御系統施設)

- 第二十三条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、計測制御系統施設を設けなければならない。
 - 一 炉心、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ並びにこれらに 関連する系統の健全性を確保するために監視することが必要なパラメータは、通常運 転時及び運転時の異常な過渡変化時においても想定される範囲内に制御できるものと すること。
 - 二 前号のパラメータは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時においても想定される範囲内で監視できるものとすること。
 - 三 設計基準事故が発生した場合の状況を把握し、及び対策を講ずるために必要なパラメータは、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間に わたり監視できるものとすること。
 - 四 前号のパラメータのうち、発電用原子炉の停止及び炉心の冷却に係るものについては、設計基準事故時においても二種類以上監視し、又は推定することができるものとすること。
 - 五 発電用原子炉の停止及び炉心の冷却並びに放射性物質の閉じ込めの機能の状況を監視するために必要なパラメータは、設計基準事故時においても確実に記録され、及び 当該記録が保存されるものとすること。

適合のための設計方針

(安全保護回路)

- 第二十四条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、安全保護回路(安全施設 に属するものに限る。以下この条において同じ。)を設けなければならない。
 - 一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合において、その異常な状態を検知し、及び 原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、燃料要素の許容損傷限界を 超えないようにできるものとすること。
 - 二 設計基準事故が発生する場合において、その異常な状態を検知し、原子炉停止系統 及び工学的安全施設を自動的に作動させるものとすること。
 - 三 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保するものとすること。
 - 四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャン ネル間において安全保護機能を失わないように独立性を確保するものとすること。
 - 五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が発生した場合においても、発電用原子炉施設をより安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持することにより、発電用原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できるものとすること。
 - 六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができるものとすること。
 - 七 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共用する場合には、その安全保護機能を 失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離されたものとすること。

適合のための設計方針

- 第二十五条 発電用原子炉施設には、反応度制御系統(原子炉停止系統を含み、安全施設 に係るものに限る。次項において同じ。)を設けなければならない。
- 2 反応度制御系統は、計画的な出力変化に伴う反応度変化を燃料要素の許容損傷限界を超えることなく制御できる能力を有し、かつ、次に掲げるものでなければならない。
 - 制御棒、液体制御材その他反応度を制御するものによる二以上の独立した系統を有するものとすること。
 - 二 通常運転時の高温状態において、二以上の独立した系統がそれぞれ発電用原子炉を 未臨界に移行し、及び未臨界を維持できるものであり、かつ、運転時の異常な過渡変 化時の高温状態においても反応度制御系統のうち少なくとも一つは、燃料要素の許容 損傷限界を超えることなく発電用原子炉を未臨界に移行し、及び未臨界を維持できる こと。この場合において、非常用炉心冷却設備その他の発電用原子炉施設の安全性を 損なうおそれがある場合に作動する設備の作動に伴って注入される液体制御材による 反応度価値を加えることができる。
 - 三 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における低温状態において、反応度制御 系統のうち少なくとも一つは、発電用原子炉を未臨界に移行し、及び未臨界を維持で きること。
 - 四 一次冷却材喪失その他の設計基準事故時において、反応度制御系統のうち少なくとも一つは、発電用原子炉を未臨界へ移行することができ、かつ、少なくとも一つは、 発電用原子炉を未臨界に維持できること。この場合において、非常用炉心冷却設備その他の発電用原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合に作動する設備の作動に 伴って注入される液体制御材による反応度価値を加えることができる。
 - 五 制御棒を用いる場合にあっては、反応度価値の最も大きな制御棒一本が固着した場合においても第三号の規定に適合すること。
- 3 制御棒の最大反応度価値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象(発電用原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。)に対して原子炉冷却材圧力バウンダリを破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物の損壊を起こさないものでなければならない。
- 4 制御棒、液体制御材その他の反応度を制御する設備は、通常運転時における圧力、温度及び放射線に起因する最も厳しい条件において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。

適合のための設計方針

(原子炉制御室等)

- 第二十六条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉制御室 (安全施設 に属するものに限る。以下この条において同じ。)を設けなければならない。
 - 一 設計基準対象施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視できるものと すること。
 - 二 発電用原子炉施設の外の状況を把握する設備を有するものとすること。
 - 三 発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができるものとすること。
- 2 発電用原子炉施設には、火災その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合において、原子炉制御室以外の場所から発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行させ、及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その後、発電用原子炉を安全な低温停止の状態に移行させ、及び低温停止の状態を維持させるために必要な機能を有する装置を設けなければならない。
- 3 一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に 発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置を とるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該 措置をとるための操作を行うことができるよう、次の各号に掲げる場所の区分に応じ、 当該各号に定める設備を設けなければならない。
 - 一 原子炉制御室及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍 工場等内における有毒 ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に原 子炉制御室において自動的に警報するための装置
 - 二 原子炉制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が原子炉制御室に出入りするための区域 遮蔽壁その他の適切に放射線から防護するための設備、気体状の放射性物質及び原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガスに対し換気設備を隔離するための設備その他の適切に防護するための設備

適合のための設計方針

(放射性廃棄物の処理施設)

- 第二十七条 工場等には、次に掲げるところにより、通常運転時において放射性廃棄物(実用炉規則第二条第二項第二号に規定する放射性廃棄物をいう。以下同じ。)を処理する施設(安全施設に係るものに限る。以下この条において同じ。)を設けなければならない。
 - 一 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、発電用原子炉施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものとすること。
 - 二 液体状の放射性廃棄物の処理に係るものにあっては、放射性物質を処理する施設から液体状の放射性廃棄物が漏えいすることを防止し、及び工場等外へ液体状の放射性 廃棄物が漏えいすることを防止できるものとすること。
 - 三 固体状の放射性廃棄物の処理に係るものにあっては、放射性廃棄物を処理する過程において放射性物質が散逸し難いものとすること。

適合のための設計方針

(放射性廃棄物の貯蔵施設)

第二十八条 工場等には、次に掲げるところにより、発電用原子炉施設において発生する 放射性廃棄物を貯蔵する施設(安全施設に係るものに限る。)を設けなければならない。

- 一 放射性廃棄物が漏えいし難いものとすること。
- 二 固体状の放射性廃棄物を貯蔵する設備を設けるものにあっては、放射性廃棄物による 汚染が広がらないものとすること。

適合のための設計方針

(工場等周辺における直接線等からの防護)

第二十九条 設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉施設からの直接線及 びスカイシャイン線による工場等周辺の空間線量率が十分に低減できるものでなければ ならない。

適合のための設計方針

MSF-24P 型は、通常運転時において発電用原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の空間線量率が十分に低減できるよう、通常貯蔵時の MSF-24P 型表面の線量当量率を $2\,\mathrm{mSv/h}$ 以下とし、かつ、MSF-24P 型表面から $1\,\mathrm{m}$ 離れた位置における線量当量率を $100\,\mu$ Sv/h 以下となる設計とする。

なお、空間線量率の評価については、型式証明申請の範囲外とする。

(放射線からの放射線業務従事者の防護)

- 第三十条 設計基準対象施設は、外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合 には、次に掲げるものでなければならない。
 - 一 放射線業務従事者(実用炉規則第二条第二項第七号に規定する放射線業務従事者をいう。以下同じ。)が業務に従事する場所における放射線量を低減できるものとすること。
 - 二 放射線業務従事者が運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、迅速 な対応をするために必要な操作ができるものとすること。
- 2 工場等には、放射線から放射線業務従事者を防護するため、放射線管理施設を設けなければならない。
- 3 放射線管理施設には、放射線管理に必要な情報を原子炉制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。

適合のための設計方針

- 1 について
 - ー MSF-24P 型は、放射線業務従事者が業務に従事する場所における放射線量を低減できるよう、通常貯蔵時の MSF-24P 型表面の線量当量率を $2\,\mathrm{mSv/h}$ 以下とし、かつ、 MSF-24P 型表面から $1\,\mathrm{m}$ 離れた位置における線量当量率を $100\,\mu\,\mathrm{Sv/h}$ 以下となる設計とする。

なお、放射線業務従事者が業務に従事する場所における放射線量の評価については、 型式証明申請の範囲外とする。

- 二 型式証明申請の範囲外とする。
- 2 について

型式証明申請の範囲外とする。

3 について

(監視設備)

第三十一条 発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を原子炉制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。

適合のための設計方針

(原子炉格納施設)

- 第三十二条 原子炉格納容器は、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設が損壊し、又は故障した場合において漏えいする放射性物質が公衆に放射線障害を及ぼさないようにするため、想定される最大の圧力、最高の温度及び適切な地震力に十分に耐えることができ、かつ、適切に作動する隔離機能と併せて所定の漏えい率を超えることがないものでなければならない。
- 2 原子炉格納容器バウンダリを構成する設備は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化 時及び設計基準事故時に瞬間的破壊が生じないよう、十分な破壊じん性を有するもので なければならない。
- 3 原子炉格納容器を貫通する配管には、隔離弁(安全施設に属するものに限る。次項及 び第五項において同じ。)を設けなければならない。ただし、計測装置又は制御棒駆動 装置に関連する配管であって、当該配管を通じての漏えい量が十分許容される程度に抑 制されているものについては、この限りでない。
- 4 主要な配管(事故の収束に必要な系統の配管を除く。)に設ける隔離弁は、設計基準 事故時に隔離機能の確保が必要となる場合において、自動的、かつ、確実に閉止される 機能を有するものでなければならない。
- 5 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより隔離弁を設けなければならない。
 - 一 原子炉格納容器に近接した箇所に設置するものとすること。
 - 二 原子炉格納容器内に開口部がある配管又は原子炉冷却材圧力バウンダリに接続している配管のうち、原子炉格納容器の外側で閉じていないものにあっては、原子炉格納容器の内側及び外側にそれぞれ一個の隔離弁を設けるものとすること。ただし、その一方の側の設置箇所における配管の隔離弁の機能が、湿気その他隔離弁の機能に影響を与える環境条件によって著しく低下するおそれがあると認められるときは、貫通箇所の外側であって近接した箇所に二個の隔離弁を設けることをもって、これに代えることができる。
 - 三 原子炉格納容器を貫通し、貫通箇所の内側又は外側において閉じている配管にあっては、原子炉格納容器の外側に一個の隔離弁を設けるものとすること。ただし、当該格納容器の外側に隔離弁を設けることが困難である場合においては、原子炉格納容器の内側に一個の隔離弁を適切に設けることをもって、これに代えることができる。
 - 四 前二号の規定にかかわらず、配管に圧力開放板を適切に設けるときは、原子炉格納容器の内側又は外側に通常時において閉止された一個の隔離弁を設けることをもって、前二号の規定による隔離弁の設置に代えることができる。
 - 五 閉止後において駆動動力源が喪失した場合においても隔離機能が失われないものと すること。
- 6 発電用原子炉施設には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設が損壊し、又は故障し

た際に生ずる原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇により原子炉格納容器の健全性に 支障が生ずることを防止するため、原子炉格納容器内において発生した熱を除去する設 備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。

- 7 発電用原子炉施設には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設が損壊し、又は故障した際に原子炉格納容器から気体状の放射性物質が漏えいすることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合は、放射性物質の濃度を低減させるため、原子炉格納施設内の雰囲気の浄化系(安全施設に係るものに限る。)を設けなければならない。
- 8 発電用原子炉施設には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設が損壊し、又は故障した際に生ずる水素及び酸素により原子炉格納容器の健全性を損なうおそれがある場合は、水素及び酸素の濃度を抑制するため、可燃性ガス濃度制御系(安全施設に係るものに限る。)を設けなければならない。

適合のための設計方針

(保安電源設備)

- 第三十三条 発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる 電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系したものでなければならない。
- 2 発電用原子炉施設には、非常用電源設備(安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。)を設けなければならない。
- 3 保安電源設備(安全施設へ電力を供給するための設備をいう。)は、電線路、発電用原子炉施設において常時使用される発電機及び非常用電源設備から安全施設への電力の供給が停止することがないよう、機器の損壊、故障その他の異常を検知するとともに、その拡大を防止するものでなければならない。
- 4 設計基準対象施設に接続する電線路のうち少なくとも二回線は、それぞれ互いに独立したものであって、当該設計基準対象施設において受電可能なものであり、かつ、それにより当該設計基準対象施設を電力系統に連系するものでなければならない。
- 5 前項の電線路のうち少なくとも一回線は、設計基準対象施設において他の回線と物理 的に分離して受電できるものでなければならない。
- 6 設計基準対象施設に接続する電線路は、同一の工場等の二以上の発電用原子炉施設を 電力系統に連系する場合には、いずれの二回線が喪失した場合においても電力系統から これらの発電用原子炉施設への電力の供給が同時に停止しないものでなければならな い。
- 7 非常用電源設備及びその附属設備は、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保 し、その系統を構成する機械又は器具の単一故障が発生した場合であっても、運転時の 異常な過渡変化時又は設計基準事故時において工学的安全施設及び設計基準事故に対処 するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならな い。
- 8 設計基準対象施設は、他の発電用原子炉施設に属する非常用電源設備及びその附属設備から受電する場合には、当該非常用電源設備から供給される電力に過度に依存しない ものでなければならない。

適合のための設計方針

(緊急時対策所)

- 第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。
- 2 緊急時対策所及びその近傍並びに有毒ガスの発生源の近傍には、有毒ガスが発生した 場合に適切な措置をとるため、工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置 及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合に緊急時対策所において自動的に警報す るための装置その他の適切に防護するための設備を設けなければならない。

適合のための設計方針

(通信連絡設備)

- 第三十五条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要 な指示ができるよう、警報装置(安全施設に属するものに限る。)及び多様性を確保し た通信連絡設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなければならない。
- 2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において発電用原子炉施設外の通信連絡を する必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けな ければならない。

適合のための設計方針

(補助ボイラー)

第三十六条 発電用原子炉施設には、設計基準事故に至るまでの間に想定される使用条件 に応じて必要な蒸気を供給する能力がある補助ボイラー(安全施設に属するものに限る。 次項において同じ。)を設けなければならない。

2 補助ボイラーは、発電用原子炉施設の安全性を損なわないものでなければならない。

適合のための設計方針

- 2. 特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響
 - 2.1 特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響の確認

MSF-24P型は、MSF-24P型を発電用原子炉施設において使用した場合に発電用原子炉施設の安全性を損なうような影響を及ぼさない設計とする。

以下、MSF-24P 型を発電用原子炉施設において使用した場合に発電用原子炉施設の安全性を損なうような影響を及ぼさないことを、「実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(令和元年7月1日施行)」の各条に沿って確認する。

なお、1.にて示した「実用発電用原子炉及びその付属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に対する適合性において型式証明申請の範囲外とした条文は、確認対象から除くものとする。

(設計基準対象施設の地盤)

- 第三条 設計基準対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力(設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの(以下「耐震重要施設」という。)及び兼用キャスクにあっては、同条第三項に規定する基準地震動による地震力を含む。)が作用した場合においても当該設計基準対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。ただし、兼用キャスクにあっては、地盤により十分に支持されなくてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。
- 2 耐震重要施設及び兼用キャスクは、変形した場合においてもその安全機能が損なわれる おそれがない地盤に設けなければならない。
- 3 耐震重要施設及び兼用キャスクは、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。ただし、兼用キャスクにあっては、地盤に変位が生じてもその安全機能が損なわれない方法により設けることができるときは、この限りでない。

兼用キャスクを使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響の確認

1 について

MSF-24P 型は、地盤により十分に支持されなくてもその安全機能が損なわれない輸送 荷姿又は蓋部の金属部への衝突が生じない設置方法により貯蔵する設計とするため、発 電用原子炉施設の安全性に影響を及ぼさない。

2 について

MSF-24P 型は、地盤が変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない輸送荷姿又は蓋部の金属部への衝突が生じない設置方法により貯蔵する設計とするため、発電用原子炉施設の安全性に影響を及ぼさない。

3 について

MSF-24P 型は、地盤に変位が生じてもその安全機能が損なわれない輸送荷姿又は蓋部の金属部への衝突が生じない設置方法により貯蔵する設計とするため、発電用原子炉施設の安全性に影響を及ぼさない。

(地震による損傷の防止)

- 第四条 設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。
- 2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機 能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならな い。
- 3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある 地震による加速度によって作用する地震力(以下「基準地震動による地震力」という。) に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。
- 4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して 安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。
- 5 炉心内の燃料被覆材は、基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機 能が損なわれるおそれがないものでなければならない。
- 6 兼用キャスクは、次のいずれかの地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがない ものでなければならない。
 - 一 兼用キャスクが地震力により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにかかわらず判断するために用いる合理的な地震力として原子力規制委員会が別に定めるもの
 - 二 基準地震動による地震力
- 7 兼用キャスクは、地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機 能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

兼用キャスクを使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響の確認

1から5 について

MSF-24P型が発電用原子炉施設に与える影響評価の範囲外とする。

6 について

MSF-24P 型は、兼用キャスクが地震力により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにかかわらず判断するために用いる合理的な地震力として原子力規制委員会が別に定める地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがない輸送荷姿又は蓋部の金属部への衝突が生じない設置方法により貯蔵する設計とするため、発電用原子炉施設の安全性に影響を及ぼさない。

なお、地震時、周辺施設等からの波及的影響により MSF-24 型の安全機能が損なわれる おそれがなく、発電用原子炉施設の安全性に影響を及ぼさないことを設置(変更)許可 申請において確認されるものとする。

7 について

MSF-24P型が発電用原子炉施設に与える影響評価の範囲外とする。

(津波による損傷の防止)

- 第五条 設計基準対象施設(兼用キャスク及びその周辺施設を除く。)は、その供用中に 当該設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波(以下「基準津波」とい う。)に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。
- 2 兼用キャスク及びその周辺施設は、次のいずれかの津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。
 - 一 兼用キャスクが津波により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにかかわらず判断するために用いる合理的な津波として原子力規制委員会が別に定めるもの
 - 二 基準津波

兼用キャスクを使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響の確認

1 について MSF-24P 型が発電用原子炉施設に与える影響評価の範囲外とする。

2 について

MSF-24P 型は、兼用キャスクが津波により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにかかわらず判断するために用いる合理的な津波として原子力規制委員会が別に定める津波による遡上波の波力及び漂流物の衝突に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない設計とするため、発電用原子炉施設の安全性に影響を及ぼさない。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

- 第六条 安全施設(兼用キャスクを除く。)は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。次項において同じ。)が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。
- 2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される 自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適 切に考慮したものでなければならない。
- 3 安全施設(兼用キャスクを除く。)は、工場等内又はその周辺において想定される発 電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為による もの(故意によるものを除く。以下「人為による事象」という。)に対して安全機能を 損なわないものでなければならない。
- 4 兼用キャスクは、次に掲げる自然現象が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。
 - 一 兼用キャスクが竜巻により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにかかわらず判断するために用いる合理的な竜巻として原子力規制委員会が別に定めるもの
 - 二 想定される森林火災
- 5 前項の規定は、兼用キャスクについて第一項の規定の例によることを妨げない。
- 6 兼用キャスクは、次に掲げる人為による事象に対して安全機能を損なわないものでなければならない。
 - 工場等内又はその周辺において想定される兼用キャスクの安全性を損なわせる原因となるおそれがある爆発
 - 二 工場等の周辺において想定される兼用キャスクの安全性を損なわせる原因となるお それがある火災
- 7 前項の規定は、兼用キャスクについて第三項の規定の例によることを妨げない。

兼用キャスクを使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響の確認

1から3 について

MSF-24P 型が発電用原子炉施設に与える影響評価の範囲外とする。

4 について

一 MSF-24P 型は、兼用キャスクが竜巻により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにかかわらず判断するために用いる合理的な竜巻として原子力規制 委員会が別に定める竜巻により、原子力発電所の竜巻影響評価ガイド解説表 4.1 に規 定される飛来物が設計飛来物となり衝突した場合においても、その安全機能を損なわ ない設計とするため、発電用原子炉施設の安全性に影響を及ぼさない。

二 MSF-24P型が発電用原子炉施設に与える影響評価の範囲外とする。

5 について

MSF-24P 型は、原子力発電所敷地内での輸送・貯蔵兼用乾式キャスクによる使用済燃料の貯蔵に関する審査ガイド 4.2.4 において個別の確認は不要とされているため、発電用原子炉施設の安全性に影響を及ぼさない。

6及び7 について

MSF-24P型が発電用原子炉施設に与える影響評価の範囲外とする。

(火災による損傷の防止)

- 第八条 設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、 火災の発生を防止することができ、かつ、早期に火災発生を感知する設備(以下「火災 感知設備」という。)及び消火を行う設備(以下「消火設備」といい、安全施設に属す るものに限る。)並びに火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。
- 2 消火設備(安全施設に属するものに限る。)は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても発電用原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものでなければならない。

兼用キャスクを使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響の確認

1 について

MSF-24P型は、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、金属製とし、発火源となる恐れの無い設計とするため、発電用原子炉施設の安全性に影響を及ぼさない。

なお、火災感知及び消火並びに火災の影響軽減の措置については、MSF-24P型が発電用原子炉施設に与える影響評価の範囲外とする。

2 について

MSF-24P型が発電用原子炉施設に与える影響評価の範囲外とする。

(安全施設)

- 第十二条 安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでな ければならない。
- 2 安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものは、 当該系統を構成する機械又は器具の単一故障(単一の原因によって一つの機械又は器具 が所定の安全機能を失うこと(従属要因による多重故障を含む。)をいう。以下同じ。) が発生した場合であって、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当 該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様 性を確保し、及び独立性を確保するものでなければならない。
- 3 安全施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができるものでなければならない。
- 4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発 電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。
- 5 安全施設は、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、 安全性を損なわないものでなければならない。
- 6 重要安全施設は、二以上の発電用原子炉施設において共用し、又は相互に接続するものであってはならない。ただし、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合は、この限りでない。
- 7 安全施設(重要安全施設を除く。)は、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相 互に接続する場合には、発電用原子炉施設の安全性を損なわないものでなければならな い。

兼用キャスクを使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響の確認

1 について

MSF-24P 型は、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針に基づき、それが果たす安全機能の性質に応じて安全重要度をPS-2に分類し、十分高い信頼性を確保し、かつ、維持し得る設計とするため、発電用原子炉施設の安全性に影響を及ぼさない。

2 について

MSF-24P型が発電用原子炉施設に与える影響評価の範囲外とする。

3 について

MSF-24P型の設計条件を設定するに当たっては、劣化等に対しても十分な余裕を持って

機能維持が可能となるよう、設計貯蔵期間中の温度、放射線等の環境条件を考慮し、十分安全側の条件を与えることにより、これらの条件下においても期待されている安全機能を発揮できる設計とするため、発電用原子炉施設の安全性に影響を及ぼさない。

4 について

MSF-24P型の設計条件を設定するに当たっては、それらの健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、設計貯蔵期間中に試験又は検査ができる設計とするため、発電用原子炉施設の安全性に影響を及ぼさない。

5から7 について

MSF-24P型が発電用原子炉施設に与える影響評価の範囲外とする。

(燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)

- 第十六条 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、通常運転時に使用する燃料 体又は使用済燃料(以下この条において「燃料体等」という。)の取扱施設(安全施設 に係るものに限る。)を設けなければならない。
 - 一 燃料体等を取り扱う能力を有するものとすること。
 - 二 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。
 - 三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとすること。
 - 四 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。
 - 五 燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止できるものとすること。
- 2 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、燃料体等の貯蔵施設(安全施設に 属するものに限る。以下この項において同じ。)を設けなければならない。
 - 燃料体等の貯蔵施設は、次に掲げるものであること。
 - イ 燃料体等の落下により燃料体等が破損して放射性物質の放出により公衆に放射線 障害を及ぼすおそれがある場合において、放射性物質の放出による公衆への影響を 低減するため、燃料貯蔵設備を格納するもの及び放射性物質の放出を低減するもの とすること。
 - ロ 燃料体等を必要に応じて貯蔵することができる容量を有するものとすること。
 - ハ 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとすること。
 - 二 使用済燃料の貯蔵施設(キャスクを除く。)にあっては、前号に掲げるもののほか、 次に掲げるものであること。
 - イ 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。
 - ロ 貯蔵された使用済燃料が崩壊熱により溶融しないものであって、最終ヒートシン クへ熱を輸送できる設備及びその浄化系を有するものとすること。
 - ハ 使用済燃料貯蔵槽(安全施設に属するものに限る。以下この項及び次項において 同じ。)から放射性物質を含む水があふれ、又は漏れないものであって、使用済燃 料貯蔵槽から水が漏えいした場合において水の漏えいを検知することができるもの とすること。
 - ニ 燃料体等の取扱中に想定される燃料体等の落下時及び重量物の落下時においても その機能が損なわれないものとすること。
- 3 発電用原子炉施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温 並びに燃料取扱場所の放射線量を測定できる設備を設けなければならない。
 - 一 使用済燃料貯蔵槽の水位及び水温並びに燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、 それを原子炉制御室に伝え、又は異常が生じた水位及び水温を自動的に制御し、並び に放射線量を自動的に抑制することができるものとすること。
 - 二 外部電源が利用できない場合においても温度、水位その他の発電用原子炉施設の状

態を示す事項(以下「パラメータ」という。)を監視することができるものとすること。

- 4 キャスクを設ける場合には、そのキャスクは、第二項第一号に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。
 - 一 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとすること。
 - 二 使用済燃料の崩壊熱を適切に除去することができるものとすること。
 - 三 使用済燃料が内包する放射性物質を適切に閉じ込めることができ、かつ、その機能を適切に監視することができるものとすること。

兼用キャスクを使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響の確認

1 について

MSF-24P型が発電用原子炉施設に与える影響評価の範囲外とする。

2 について

ー MSF-24P型は、以下のように設計する。

イ及びロ MSF-24P型が発電用原子炉施設に与える影響評価の範囲外とする。

- ハ MSF-24P型は、使用済燃料集合体を所定の幾何学的配置に維持するための断面形状が中空状であるバスケットプレート、及び適切な位置に配置された中性子吸収材により臨界を防止する構造とし、MSF-24P型の貯蔵施設への搬入から搬出までの乾燥状態、及びMSF-24P型に使用済燃料集合体を収納する際の冠水状態において、技術的に想定されるいかなる場合でも、臨界を防止する設計とするため、発電用原子炉施設の安全性に影響を及ぼさない。
- 二 MSF-24P型が発電用原子炉施設に与える影響評価の範囲外とする。

3 について

MSF-24P型が発電用原子炉施設に与える影響評価の範囲外とする。

4 について

- MSF-24P 型は、設計上想定される状態において、使用済燃料集合体からの放射線をガンマ線遮蔽材及び中性子遮蔽材により遮蔽し、通常貯蔵時の MSF-24P 型表面の線量 当量率を 2 mSv/h 以下とし、かつ、MSF-24P 型表面から 1 m離れた位置における線量当量率を 100 μ Sv/h 以下となる設計とする。なお、発電用原子炉施設の安全性については影響評価の範囲外とする。
- 二 MSF-24P型は、自然冷却によって収納した使用済燃料の崩壊熱を外部に放出できる設計とし、使用済燃料集合体の健全性及び安全機能を有する構成部材の健全性を維持す

る温度を満足する設計とするため、発電用原子炉施設の安全性に影響を及ぼさない。

三 MSF-24P型は、適切に放射性物質を閉じ込めることができ、閉じ込め機能を監視できる設計とするため、発電用原子炉施設の安全性に影響を及ぼさない。

(工場等周辺における直接線等からの防護)

第二十九条 設計基準対象施設は、通常運転時において発電用原子炉施設からの直接線及 びスカイシャイン線による工場等周辺の空間線量率が十分に低減できるものでなければ ならない。

兼用キャスクを使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響の確認

MSF-24P 型は、通常運転時において発電用原子炉施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の空間線量率が十分に低減できるよう、通常貯蔵時の MSF-24P 型表面の線量当量率を $2\,\mathrm{mSv/h}$ 以下とし、かつ、MSF-24P 型表面から $1\,\mathrm{m}$ 離れた位置における線量当量率を $100\,\mu$ Sv/h 以下となる設計とする。

なお、空間線量率の評価については、MSF-24P型が発電用原子炉施設に与える影響評価の 範囲外とする。

(放射線からの放射線業務従事者の防護)

- 第三十条 設計基準対象施設は、外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合 には、次に掲げるものでなければならない。
 - 一 放射線業務従事者(実用炉規則第二条第二項第七号に規定する放射線業務従事者をいう。以下同じ。)が業務に従事する場所における放射線量を低減できるものとすること。
 - 二 放射線業務従事者が運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、迅速 な対応をするために必要な操作ができるものとすること。
- 2 工場等には、放射線から放射線業務従事者を防護するため、放射線管理施設を設けなければならない。
- 3 放射線管理施設には、放射線管理に必要な情報を原子炉制御室その他当該情報を伝達 する必要がある場所に表示できる設備(安全施設に属するものに限る。)を設けなけれ ばならない。

兼用キャスクを使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響の確認

1 について

一 MSF-24P 型は、放射線業務従事者が業務に従事する場所における放射線量を低減できるよう、通常貯蔵時の MSF-24P 型表面の線量当量率を $2\,\mathrm{mSv/h}$ 以下とし、かつ、 MSF-24P 型表面から $1\,\mathrm{m}$ 離れた位置における線量当量率を $100\,\mu\,\mathrm{Sv/h}$ 以下となる設計とする。

なお、放射線業務従事者が業務に従事する場所における放射線量の評価については、 MSF-24P型が発電用原子炉施設に与える影響評価の範囲外とする。

二 MSF-24P型が発電用原子炉施設に与える影響評価の範囲外とする。

2及び3 について

MSF-24P型が発電用原子炉施設に与える影響評価の範囲外とする。

2.2 特定機器を使用することにより発電用原子炉施設に及ぼす影響の確認結果

確認の結果、MSF-24P型を発電用原子炉施設において使用した場合に、発電用原子炉施設の安全性を損なうような影響を及ぼすおそれはない。

なお、第四条第6項に記載する周辺施設等からの波及的影響については、設置(変更) 許可申請において確認されるものとし、型式証明では、地震時に周辺施設等からの波及 的影響により MSF-24P 型の安全機能が損なわれるおそれがない範囲又は条件を 2.3 に示 す。

2.3 MSF-24P型で想定する波及的影響評価の条件

(1) 事象の選定

周辺施設からの波及的影響の評価に当たって、MSF-24P型を使用する場合に MSF-24P型の安全機能に影響を及ぼす可能性のある事象として、第 2-1 図、第 2-2 図及び第 2-3図に示す MSF-24P型のハンドリングフロー例から以下を選定した。

- ① 地盤の不等沈下による土砂埋没
- ② クレーン損壊による重量物落下
- ③ クレーン損壊による落下・転倒
- ④ 貯蔵建屋損壊による重量物落下
- ⑤ 貯蔵建屋損壊による瓦礫埋没
- ⑥ 地震等の外部からの衝撃による転倒

(2) 想定する波及的影響評価の条件

MSF-24P型で想定する安全機能を損なわない波及的影響評価の条件を第2-1表に示す。

第 2-1 表 MSF-24P 型で想定する安全機能を損なわない波及的影響評価の条件

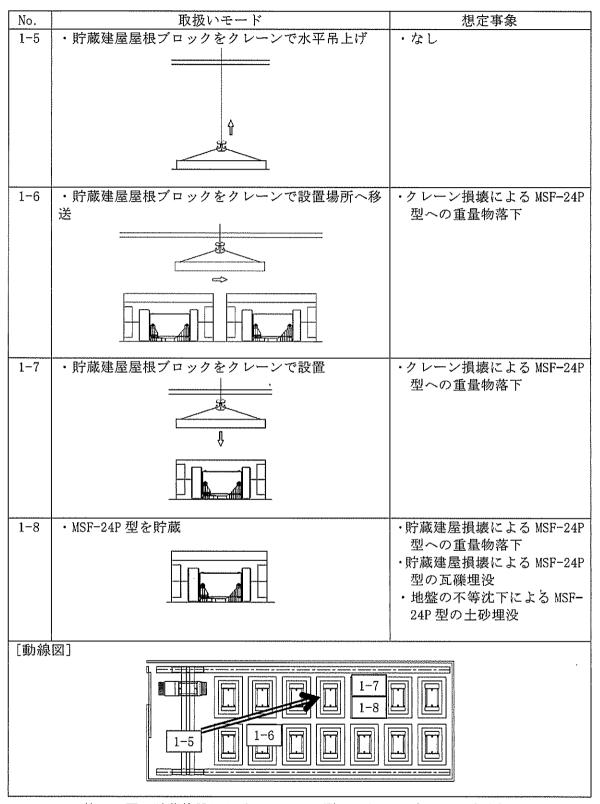
事象	波及的影響評価条件
①地盤の不等沈下による土砂埋没	
⑤貯蔵建屋損壊による瓦礫埋没	
②クレーン損壊による重量物落下	
④貯蔵建屋損壊による重量物落下	
③クレーン損壊による落下	
③クレーン損壊による転倒	
⑥地震等の外部からの衝撃による	
転倒	

〈MSF-24P 型の搬入〜貯蔵〉

No.	24F 空の搬入〜財廠/ 取扱いモード	想定事象
1-1	・貯蔵建屋壁ブロックをクレーンで組立	・なし
1-2	・MSF-24P 型をトレーラーで搬入 ・MSF-24P 型をクレーンで水平吊上げ	・クレーン損壊による MSF-24P型への重量物落下・クレーン損壊による MSF-24P型の落下
1-3	→ 26.6.6.6.6 · MSF-24P 型をクレーンで貯蔵場所へ移送	・クレーン損壊による MSF-24P 型への重量物落下・クレーン損壊による MSF-24P 型の落下
1-4	・MSF-24P 型をクレーンで貯蔵場所へ設置	・クレーン損壊による MSF-24P
1-4	- MSF-24F 空をクレーン CJJ J版 場内 N N R III	型への重量物落下 ・クレーン損壊による MSF-24P 型の落下
[動線図]		

第 2-1 図 貯蔵施設における MSF-24P 型ハンドリングフロー (1/4)

(輸送荷姿・貯蔵建屋内貯蔵の例)

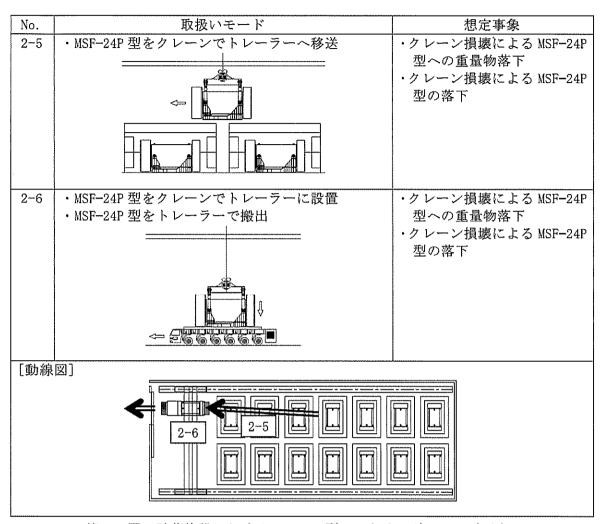


第 2-1 図 貯蔵施設における MSF-24P 型ハンドリングフロー (2/4) (輸送荷姿・貯蔵建屋内貯蔵の例)

〈MSF-24P 型の貯蔵〜搬出〉

	24F 空の灯廠〜版山/ 取扱いモード	相会事色
No.		想定事象
2-1	・貯蔵建屋屋根ブロックをクレーンで水平吊上げ	・クレーン損壊による MSF-24P型への重量物落下
2-2	・貯蔵建屋屋根ブロックをクレーンで仮置場所へ移送	・クレーン損壊による MSF-24P 型への重量物落下
2-3	・貯蔵建屋屋根ブロックをクレーンで仮置	・なし
2-4	・MSF-24P 型をクレーンで水平吊上げ	・クレーン損壊による MSF-24P 型への重量物落下 ・クレーン損壊による MSF-24P 型の落下
[動線図] 2-1 2-4 1 2-3 1 2-2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		

第 2-1 図 貯蔵施設における MSF-24P 型ハンドリングフロー (3/4) (輸送荷姿・貯蔵建屋内貯蔵の例)



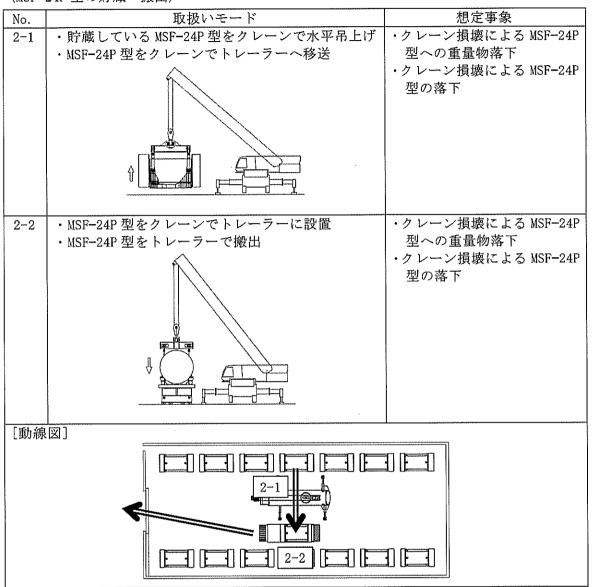
第 2-1 図 貯蔵施設における MSF-24P 型ハンドリングフロー (4/4) (輸送荷姿・貯蔵建屋内貯蔵の例)

〈MSF-24P型の搬入~貯蔵〉

(1.20 1	24P 望り搬入~灯飓/	
No.	取扱いモード	想定事象
1-1	・MSF-24P 型をトレーラーで搬入 ・MSF-24P 型をクレーンで水平吊上げ	・クレーン損壊による MSF-24P型への重量物落下
	・MSF-24F 至をクレーン(水十市工)	・クレーン損壊による MSF-24P
		型の落下
	î	
1-2	・MSF-24P 型をクレーンで貯蔵場所へ移送・設置	・クレーン損壊による MSF-24P
		型への重量物落下
		・クレーン損壊による MSF-24P 型の落下
		至り徐下
1-3	・MSF-24P 型を貯蔵	・地盤の不等沈下による MSF-
		24P 型の土砂埋没
	<u>[</u>	
	·	
[動線図]		
1		

第 2-2 図 貯蔵施設における MSF-24P 型ハンドリングフロー (1/2) (輸送荷姿・屋外貯蔵の例)

〈MSF-24P 型の貯蔵〜搬出〉

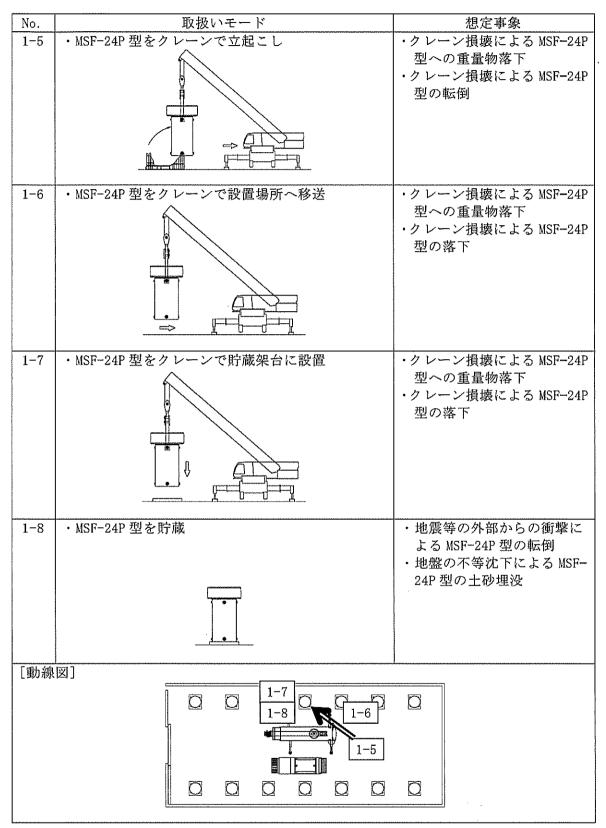


第 2-2 図 貯蔵施設における MSF-24P 型ハンドリングフロー (2/2) (輸送荷姿・屋外貯蔵の例)

〈MSF-24P 型の搬入~貯蔵〉

No.	取扱いモード	想定事象
1-1	・貯蔵架台をクレーンで設置	・なし
1-2	・MSF-24P 型をトレーラーで搬入 ・MSF-24P 型をクレーンで水平吊上げ	・クレーン損壊による MSF-24P型への重量物落下・クレーン損壊による MSF-24P型の落下
1-3	・MSF-24P型をクレーンで仮置場所へ設置	・クレーン損壊による MSF-24P型への重量物落下・クレーン損壊による MSF-24P型の落下
1-4	・MSF-24P 型の下部緩衝体をクレーンで取外し	・クレーン損壊による MSF-24P 型への重量物落下
[動線		

第 2-3 図 貯蔵施設における MSF-24P 型ハンドリングフロー (1/4) (蓋部の金属部への衝突が生じない設置方法・屋外貯蔵の例)

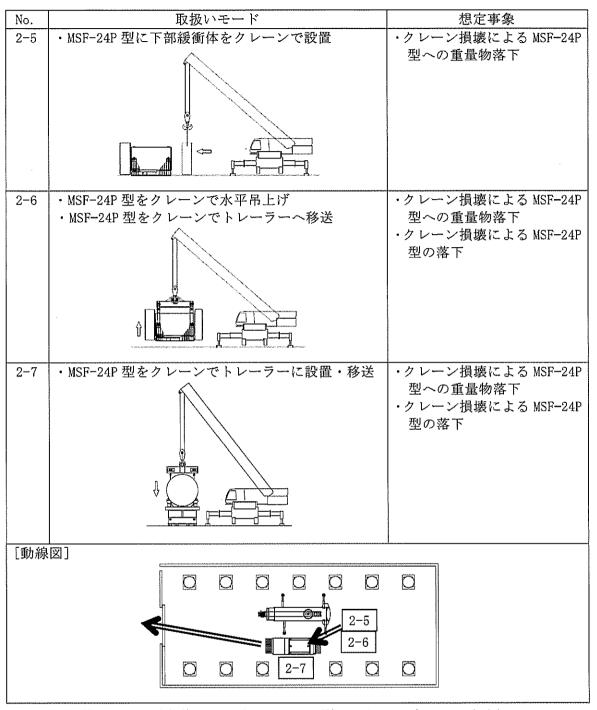


第 2-3 図 貯蔵施設における MSF-24P 型ハンドリングフロー (2/4) (蓋部の金属部への衝突が生じない設置方法・屋外貯蔵の例)

〈MSF-24P 型の貯蔵〜搬出〉

No.	取扱いモード	想定事象
2-1	・仮置場所に輸送架台を設置	・なし
2-2	・MSF-24P 型をクレーンで吊上げ	・クレーン損壊による MSF-24P 型への重量物落下 ・クレーン損壊による MSF-24P 型の落下
2-3	・MSF-24P 型をクレーンで輸送架台へ移送	・クレーン損壊による MSF-24P 型への重量物落下 ・クレーン損壊による MSF-24P 型の落下
2-4	・MSF-24P型をクレーンで輸送架台に横倒し・設置	・クレーン損壊による MSF-24P 型への重量物落下 ・クレーン損壊による MSF-24P 型の転倒
[動線	図]	

第 2-3 図 貯蔵施設における MSF-24P 型ハンドリングフロー (3/4) (蓋部の金属部への衝突が生じない設置方法・屋外貯蔵の例)



第 2-3 図 貯蔵施設における MSF-24P 型ハンドリングフロー (4/4) (蓋部の金属部への衝突が生じない設置方法・屋外貯蔵の例)